

# 知的財産高等裁判所を独立設置しよう！

～ 知財高裁の独立設置案に対する反対意見と、これに対する当方の反論～

知的財産国家戦略フォーラム

2004.01.10

反対理由	当方の反論
<p><b>1. 独立した知財高裁を設置する理念などが明確でない。</b></p> <p>専門裁判所を設立する理念や他の専門分野を取り扱う裁判所の創設の要否等についてどう考えるか。(知的財産訴訟検討会「知的財産裁判所」に関する論点(15・12・05))</p>	<p><b>日本の国際競争力を高めるため、知的財産に関する紛争を専門に審理する独立した高等裁判所が必要不可欠。</b></p> <p>知財事件が一般事件より迅速に解決される、特に高裁は半年以内の審理で結論を出す、日本全国を巡回する、事実認定についても大いに信頼が置ける、国際交流にも熱心で法理面でも技術面でも最先端の知識経験が蓄積されているといった体制を整備した国とそうでない国のいずれに、知識集約型の企業が投資を図るか。答えは自明である。日本の国際競争力を高めるためには、独立した知財高裁が必要である。知財ほど激しい国際競争にさらされている法分野は、他にはない。知的財産立国を目指す以上、特別にこの分野に関わる司法体制を整備すべきは必然である。</p>
<p><b>2. 看板効果とは何か、その他の効果は何か、東京高裁内の設置でも看板効果は同じではないか。</b></p> <p>看板効果として具体的にどのような効果が考えられるか。今般の民事訴訟法改正による効果に加えて、看板効果のほかどのような効果が必要か。(知的財産訴訟検討会「知的財産裁判所」に関する論点(15・12・05))</p> <p>アナウンスメント効果に差がないとの指摘をどう考えるか。(知的財産訴訟検討会「知的財産裁判所」に関する論点(15・12・05))</p> <p>日本の知財裁判政策を世界に発信する看板効果があるということですが、これは知財高裁をつくれれば達成される面があるわけでございまして、世界の人が日本の知財高裁は東京高裁の中につくったのか、それとも外につくったのかということを探るといことは余りないだろうと思っております。(最高裁「第2回権利保護基盤の強化に関する専門調査会議事録」)</p>	<p><b>国内におけるフリーライドの抑止効果と模倣品対策。独立設置すれば知的財産権の国民への周知効果は極めて高い。</b></p> <p>看板効果は、国内におけるフリーライドの抑止効果と、外国からの模倣品流入の防止効果である。まず、国内での知財の侵害の抑止力が最優先である。外国からは分からないという考え方は、著しく国際性にかけた理念である。そもそも、知識経済社会への移行のための日本国の構造改革であるから、真正面から行うべきである。</p> <p>独立設置すれば知的財産権の国民への周知効果が高い。知的財産高裁が、9番目の高裁として小学校・中学校の教科書に掲載されることになれば、全ての日本人の常識となる。マグニチュードが全く異なる。</p>
<p><b>3. 予算がかかるので、スクラップ・アンド・ビルドが必要。</b></p> <p>行政組織もスクラップ・アンド・ビルドでいろんな見直しをしているところでございますので、司法関係も新たな組織を立ち上げる場合は、既存の組織を見直していただくということが必要かと存じますので、独立した高裁を立ち上げる場合には、高裁レベルのスクラップが必要だと財務省としては考えております。(財務省「第6回知的財産戦略本部議事録」)</p>	<p><b>事後紛争処理社会移行に伴い、事前調整の予算を司法に回すべきである。</b></p> <p>事前規制型の社会から事後規制型の社会に移行しつつある今日、行政組織がスリムになる一方で司法組織の充実が求められるのは当然である。現在、司法予算は国家予算全体のわずか0.4%に過ぎない。このサイズを変えずに司法を充実する、との発想自体が誤りである。むしろ行政改革の中心は司法に担わせるくらいのことがないといけないのではないか。</p> <p>また、知財の紛争処理は、わが国が科学技術創造立国・知財立国を目指す上での最終的な「出口」という意味合いを持っている。知財高裁を9番目の高裁として新設するのに必要な金額は、多く見ても10億円を超えない。科学技術基本計画は5年間で2.4兆円を科学技術研究に投じるとしているが、その成果を左右する仕組みを作るのにその程度の額を惜しむのは納得できない。司法予算でなく科学技術予算として考えるなど、既存司法組織のスクラップ以外の捻出方法を考えるのが、財務省の責務である。</p>

反対理由	当方の反論
<p><b>4. 2004年4月に事実上の知財高裁を作るので十分、東京高裁内に設置しても司法行政機能の強化を図ることは可能。</b></p>	<p><b>事実上の設置及び東京高裁内の設置は、今までの社内カンパニーである知財専門部と大同小異。</b></p>
<p>来年(2004年)4月に東京高裁の中に事実上の知財高裁をつくることを考えております。東京高裁には現在、知財専門部が4下部ございまして、そこに16人の裁判官が配置されておりますが、来年4月にはその16人の裁判官全員で、1つの特別部をつくります。その中の代表者を東京高裁長官代行に指名いたしまして、東京高裁長官が持っている司法行政上の権能のうち知財部門の権限の一部を移譲するというものを検討しております。そうしますと、知財専門部の司法行政機能が強化されるとともに、知財高裁の中の高裁ですので、著作権、不正競争防止法事件などについての管轄は現状どおりということになって、弊害を防止できるという点がございまして。(最高裁「第2回権利保護基盤の強化に関する専門調査会議事録」)</p> <p>知財裁判の司法行政機能の強化が図られるということですが、これは知財高裁を東京高裁の中に置かしても十分に強化できると考えております。知財専門部の司法行政機能の強化の必要性につきましては、東京高裁知財専門部の総括裁判官でありました本専門調査会の委員である竹田先生から強く御指摘を受けておるところでございまして、東京高裁の中に知財高裁を置いた場合には、知財部門における司法行政機能の強化という点につきまして、今後とも竹田先生の御助言、御指導をお受けしたいと思っております。(最高裁「第2回権利保護基盤の強化に関する専門調査会議事録」)</p>	<p>従来から東京高裁に知財専門部を置き総括裁判官を置いていたが、司法行政は十分ではなかった。例えば、平成5年当時は平均審理期間が31.9か月という異常に長い期間であったが、格別の対応をしなかった。</p> <p>最高裁は「審理期間が短縮化されました背景には、人的体制の整備がございまして、資料1-4にございまして、東京・大阪の知財専門部の裁判官の数は、平成9年から平成15年までの6年間で7割増という大幅な増員が図られております。」と説明している。これは日本がプロパテント時代に入った平成9年から短縮の努力を始めたということにほかならない。裁判所という組織は、社内カンパニーではうまく機能しないことを示している。</p> <p><u>「各高等裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議による」(裁判所法20条)である。知的財産事件の重要性、専門性、技術性、国際性を踏まえた司法行政を実現するためには、知財に関する裁判官会議を、民事や刑事の裁判官が大多数を占める東京高裁の裁判官会議から独立設置することが必要不可欠である。人事異動、予算執行など、一般民事や刑事訴訟と平仄を合わせては、国際競争力のある知財裁判への迅速な改革はできない。つまり東京高裁から独立した知財高裁を設置しなければ、充実した知的財産訴訟を支える司法行政は実現不可能である。</u></p>
<p><b>5. 東京高裁管轄以外の当事者は著作権事件について知財高裁の審理を受けることが不可能。他の8つの高裁と異なる立場の高裁では著作権事件など連携が困難。</b></p> <p>日本全国の知財事件を受理する高裁ということになりまして、地域ごとに区分されている他の8つの高裁とは性質の異なった高裁ということになります。地域ごとに区分されている現在の高裁は、言わば現在のJRのような地域分割会社でございまして、9番目の高裁は旧国鉄のような全国を管轄に治める会社ということになります。そのために、例えば他の高裁と連携をとって処理していかなければならないという著作権事件、不正競争防止法事件というような、地方色の豊かな事件が多い種類の事件処理で、性質が全く違う存在である他の高裁との連携が難しくなるという問題がございまして。(最高裁「第2回権利保護基盤の強化に関する専門調査会議事録」)</p> <p>全国の知財事件を扱う裁判所を東京に設けるということになりますと、例えば、西日本の当事者は著作権事件について、特別の存在である知財高裁で審理を受けることができないということになりまして、法の下での平等という観点からも、地方重視の時代という観点からも問題となる余地がございまして、これに対して、東京高裁の中に知財高裁を置かしますと、知財高裁と他の高裁とは同じ性質を持った裁判所であるということになりますので、他の高裁との間で何の問題も起こらないということで、しっかりと連携していけると思っております。(最高裁「第2回権利保護基盤の強化に関する専門調査会議事録」)</p>	<p><b>権利救済が遅延したり、司法アクセスにより制約が生じないように、管轄の制度設計を行えば良い、その際、従来の8つの高裁は性質が異なるから協力しないという説明は理解困難である。国民の紛争解決のために全力をつくすのが司法の職責である。</b></p> <p>NTT東日本と西日本に対するNTTドコモのような、要するに横串と地域割りの組織がセットになって、非常に使いやすい通信システムができるというように司法を考えてはどうか。</p> <p>著作権、不正競争防止法など、管轄については競合管轄など工夫の余地は十分ある。現行法を前提にし「困難である」との硬直的な結論を出すのは、反対のための反対ではないか。</p> <p>また、独立型の知財高裁とし、全国を巡回裁判するようにすれば管轄の問題も解決される。著作権、不正競争防止法など、当事者が知財高裁を選択できるようにすれば良い。</p>

反対理由	当方の反論
<p><b>6. 裁判官の異動あるいは育成という面でも今までと同じが適当。</b></p> <p>裁判官の異動あるいは育成という面でも、東京高裁という広い裾野を持つのがよいと考えております。(最高裁「第2回権利保護基盤の強化に関する専門調査会議事録」)</p> <p>前回のこの専門調査会で、園尾最高裁判所行政局長は、東京高裁内に知財高裁を設けることを熱望すると言われています。…知財高裁の問題は、あくまでも司法部が運営していく問題ですので、行政によって設置の問題を決める場合におきましても、そのような設置について問題があるという意見が司法部内から多々出ている状況において、私が何度も言っている、従来の司法制度の本質にかかわるような知財高裁を設置することになりますと、司法部内に禍根を残すことがあるかということについて懸念するわけです。(竹田稔弁護士・元東京高裁部総括裁判官「第3回権利保護基盤の強化に関する専門調査会議事録」)</p>	<p><b>既存のルールを変えたくないという理由は納得できない。</b></p> <p>ユーザーのニーズに合わせて、組織の形態や人事を創意工夫するのが世間の常識である。企業人では考えられない逆の発想である。ごく一握りの有能な裁判官以外は知財訴訟を担当するだけの見識を持っていない、優秀な若い裁判官は退官するというのが、ユーザーである産業界の現状認識である。それにもかかわらず、現在の人事システムに固執するのは妥当ではない。</p> <p>また、8番目の高裁であろうと、9番目の高裁であろうと、人事権は最高裁事務局が持っており、人事が難しくなるとの最高裁の反論はそもそも詭弁である。最高裁が変えたくないから司法制度を変えないという論理は国民不在の論理であり、断じて容認できない。</p> <p>独立型知財高裁創設論は、裁判官としての全キャリアにわたって知財事件だけを扱う裁判官を作り出せ、などと主張しているのではない。それは、裁判所当局だけがしている誤解である。知財高裁に補職される前後のキャリアは当然多彩であってよいし、またそうあるべきものである。</p>
<p><b>7. うかつにつくると使い勝手が悪くなるので、十分な議論が必要。</b></p> <p>職分管轄を始め、うかつにつくりますと、極めて使い勝手の悪い制度になるわけでございます。したがって、十分な議論をしなければいけない。今、議論をされておりますように、侵害まで扱うような特別裁判所につきましては、世界でも類を見ない新しい制度であります。(中山信弘東大教授「第6回知的財産戦略本部議事録」)</p>	<p><b>今まで法学者が議論してこなかった理由が不明。現状で放置するよりもユーザーの産業界の意見を取り入れるべき。</b></p> <p>法制度を変更するには十分な議論がなされていないという法学者の主張は、今までの数十年間、法学者が新しい時代にマッチした法制度を研究しなかったことにはからずも主張しているに過ぎない。1990年代後半から、世界的に急激に変革した産業構造、技術革新の流れを法学者は認識していないと言わざるを得ない。法学者から将来に向けた学識ある意見が出されることを期待している。</p> <p>今後数十年待っても結論が出る保証も無い以上、ここはユーザーである産業界の意見を採用して、独立した知財高裁を設置するべきである。</p> <p>ユーザーの要求を撥ね付ける最大の理由が「法学者の怠慢」に依拠することは残念である。日本は知的財産立国を目指している以上、世界の流れに遅れない知財司法を採用するのは当然の帰結である。</p>
<p><b>8. 「技術裁判官」の導入については慎重な検討が必要。</b></p> <p>仮に知的財産高等裁判所をいわゆる「技術裁判官」の導入の基盤とする場合には、看板効果だけではなく、いわゆる「技術裁判官」の導入については、司法制度の根幹にかかわることであり、メリット、デメリット等について慎重な検討を要すると思われる。(知的財産訴訟検討会「知的財産裁判所」に関する論点(15・12・05))</p>	<p><b>技術の分からない者のみの合議体が、進歩性を判断するのは特許法の趣旨に反するので速やかに是正すべき。</b></p> <p>特許法第29条第2項ではいわゆる「当業者」が進歩性を判断することとなっている。しかしながら、現行では侵害訴訟における「明らか無効の抗弁」に対して、技術の分からない文系裁判官の合議体が判断しており特許法の趣旨に反している。特許事件などの技術審理においては、技術が分かる者が技術判事の形で合議体に加わり心証形成することが必要不可欠である。</p> <p>技術判事については、1961年に設置されたドイツ特許裁判所で定着していることから十分に機能することが証明されている。日本の特許法は、ドイツ特許法を母法にしたことは周知の事項であり、今までドイツの制度を検討してこなかったとは考えられない。ドイツに遅れること43年、今さら「慎重な検討を要すると思われる」とは考えられない。司法制度の変更を引き伸ばすための言い訳であろう。</p>